

75歳以上の方へ

(一定の障害のある方は65歳以上)

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料の通知が7月中旬に届きます

7月になると、平成19年中の所得に基づき、平成20年度の後期高齢者医療保険料が確定します。

制度に加入している全ての方に通知書を送付されますので、ご自分の確定した保険料額や納付方法をご確認ください。

なお、平成20年3月31日現在に加入していた健康保険によって、下記のとおり徴収の開始時期が異なりますのでご確認ください。

二十年度の開始時期	加入していた健康保険が 三月三十一日現在	国民健康保険・ 国保組合の人	特別徴収の人	→	4月から※1
			普通徴収の人	→	7月から
		社会保険等の 加入者本人	特別徴収の人	→	7月から※2
			普通徴収の人	→	7月から
		社会保険等の 被扶養者	特別徴収の人	→	10月から※3
			普通徴収の人	→	10月から※3

特別徴収とは?	→	年金からの天引き	→	年金が年額18万円以上の人
普通徴収とは?	→	納付書により納付	→	年金が年額18万円未満の人

- ※1 4月の年金から保険料が引かれている方にも再度通知書が届きます。
- ※2 社会保険等の加入者本人で、特別徴収の人は7月から9月までは納付書で納付し、10月からは年金からの天引きとなります。
- ※3 社会保険等の被扶養者で、9月まで保険料の徴収が凍結されている方にも、10月以降の保険料額や納付方法をお知らせする通知書が届きます。

お問い合わせ

【長寿医療制度全般について】

秋田県後期高齢者医療広域連合 TEL018 (838) 0610

【長寿医療制度の各種申請、届出について】

仙北市市民課 国保年金係 TEL (43) 3307

【長寿医療制度の保険料について】

仙北市税務課 TEL (43) 1117